

◎新潟県告示第566号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	総合福祉ツクイ長岡	ツクイ長岡三和	H21.4.1
ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	長岡市大島本町3丁目1番40号	長岡市三和二丁目10番17号	H21.4.1